

〔記念講演〕

信託法学会20年を顧みて

前田 庸

前田でございます。記念講演会の一端を担わせて頂く機会を与えられましたことを、大変光栄に存じております。

『信託法学会20年を顧みて』と題しまして、若干の所見を述べさせていただきます。

昭和51年10月23日午前、東京都港区にあります白金迎賓館におきまして、信託法学会の創立総会が開催されました。そこで信託法学会が発足致しました。引き続き大阪大学名誉教授大阪谷公雄博士の『信託法50年の歩みと信託法学会の誕生について』と題する学会創立の記念講演会がなされました。引き続き同日午後、第1回大会が開催されまして、海原文雄先生の『アメリカ労働諸立法と信託』、田中實先生と松本崇両先生による共同報告『公益信託について』、それから鴻常夫先生の『担保附社債信託法と信託法・信託業法との調整』と題する研究報告が行われました。

それ以来、毎年欠かすことなく信託法学会が開催されまして、本日第20回大会を迎えたのであります。誠にご同慶の至りでございます。

この様に、めでたく第20回大会を迎えられましたことは、初代理事長故四宮和夫先生、第2代理事長故田中實先生及び第3代理事長林良平先生（平成7年6月23日に逝去された）をはじめといたしまして、歴代役員の方々のご尽力、会員の皆様のご協力および縁の下の力持ち的な役割を果たしておられます学会事務局の方々のお力添え等のお陰であります。この機会にこれらの方々に対しまして深甚の謝意を表させていただきます。

初代理事長四宮和夫先生は、信託法学会の機関誌「信託法研究」第1号・創刊号におきまして、『創刊にあたって』と題しまして、信託法が蔵している問

題として次の3つを例示しておられます。

第1に、実定法としての信託法の領域における課題といたしまして、信託法と担保附社債信託法との調整ということとともに、信託法及び付属法の現代化、すなわち抜本的改正ということを挙げておられます。

第2に、無効・取消の効果等に **constructive trust** の法理を利用しうべきか、など実定信託法の領域外における信託法的思考の究明ないし信託法理の活用という問題を指摘しておられます。

第3に、信託は法史学や比較法学に格好のテーマであるということも指摘しておられます。そして、次のように結んでおられます。

『「信託法研究」は、それらの問題が信託法学会会員たちの手によって、少しずつ解明されていくのを待っている。ここに蓄積された研究の記録は、後に続く人たちの糧となり、そして、いつかは見事に花開き、そして、実を結ぶことであろう。そういった未来を信じながら、私たちはこの日々を着実に歩み続けていきたいものである。』ということであります。

現在「信託法研究」は第19号まで発行されております。これを振り返ってみますと、信託法が蔵している諸問題につきまして、四宮先生が例示された3つの問題を中心に、バランスよく取り上げられ、解明されていると感じます。そして、「信託法研究」は、これらの研究の記録の蓄積としまして、後に続く人たちにとって、豊かな糧となっているものと確信いたしております。そして、このことは、何よりもそのようになることを希望し、期待しておられた四宮先生ご自身が、草葉の陰から認めてくださり、喜んでおられるであろうと信じております。

大阪谷先生は、先ほど申し上げました創立総会における記念講演の中で、次のように言っておられます。

『私は、“わが国では信託業は発達したけれども、信託法は発達しない”という皮肉めいた言葉を機会あるごとに申ししてきたが、本日「信託法学会」という立派な学会ができたのでありますから、今後は大いに研究が発達すると思えます。』ということであります。

信託法学会20年を顧みて

私としましては、まさに大阪谷先生の予測通りになっているのではないかと思います。そして、この20年間に於ける信託法学会の研究報告が、信託法学の進歩に果たした役割というものは、計り知れないものがあるのではないかと感じている次第でございます。

更に指摘させて頂きたいことは、信託法学会の創立来20年の間に、信託法に関心を持ち、これを研究する学者・実務家が飛躍的に増加したということでございます。創立前は、信託法は法律の中の特殊の分野として、極く一部の学者・実務家の関心あるいは研究の対象としかなっていなかったのではないかと思います。私自身かつて「信託法研究」第17号の“巻頭言”にも書かせて頂いた事がありますが、学会創立当時は、信託法については全く知識も関心もございませんでした。ところが現在は、多くの新進気鋭の学者が、信託法に関心を持ち、立派な研究成果を挙げておられます。実務家の中にも、勿論、その業務の関係から信託法に関心を持っておられることは当然でございますが、学者との共同研究も非常に盛んになり、単に実務の便宜のための信託法の研究ということに止まらず、理論に根ざした実務の在り方という観点から信託法を見ておられるという方が飛躍的に多くなっていると感じております。甚だ心強い限りでございますが、これも、信託法学会20年の成果と見て良いと考えられます。

ただ、あくまで私個人としてでございますが、四宮先生の例示された問題の中で、若干気になっていることがございます。それは、信託法及びその付随法の現代化の問題でございます。この点について、四宮先生が「信託法研究」第1号のはしがきで述べられている文章を敷衍して紹介させて頂きますと、次の通りでございます。

『近時における信託法に対する社会の要求に応えるには、信託法・信託業法はあまりにも古く、そのために多くの問題が未解決のまま残され、あるいは信託法を素通りして過ぎ去ったのである。社会の要求に適合するように信託法を解釈することも必要であるが、それには限度がある。今や信託法の抜本的改正を議事日程に上らせなければならないのではなからうか。』ということでございます。

四宮先生がそのようにおっしゃってからは、既に20年を経過しております。大正11年に信託法が制定されてから数えますと、今年で既に73年が経過しております。その間に信託法の実質的な改正が一度もなされなかったのであります。このことは、信託法が実務と密接な関係を有する実定法であり、しかも実務がどんどん変化しているということを考えると、不思議な感じがしないではありません。

これまでの信託法学会におきましては、信託法の立法論的研究も相当になされております。第10回大会における研究報告におきましては、まさに四宮先生ご自身が会長を務めておられた「信託法研究会」の手になる“信託法改正試案”がシンポジウムのテーマとされまして、そのシンポジウムが信託法学会10周年記念事業とされました。そこでの信託法改正試案は、現行信託法の全般にわたるものであります。この様な全般的な改正問題のほかにも、信託法の個別的な規定についての解釈論に止まらず、立法論にも及ぶ問題点の指摘をする研究報告もなされております。更には信託業の現在の実務と現行信託法との関係について、約款により信託法の規定をどの程度まで変容できるか、というようなことを論じている研究報告もなされております。それぞれ高く評価されてしかるべき研究報告だと思います。しかし、未だ実質的な改正は実現していないのであります。

私個人としましては、甚だ僭越的な言い方かも知れませんが、現行信託法というのはよくできた法律ではないかと考えております。そうだからこそ、制定以来73年間も改正せずに持ち堪えられてきたのではないかと思います。

大阪谷先生は、先程ご紹介した記念講演の中で、これは先生の“恩師の言葉”としてありますが、『信託法は、木に竹を継いだような法律である』ということをおっしゃった、ということに言及されまして、その主旨は、大陸法で支配されているわが国に、それとは対蹠的な性格を持つ英米法、特に、その中でも特殊な構造を持つ衡平法によって発達した英米信託法を母法とする信託法が誕生したとしても、果たして、うまく発達するであろうか疑問である、ということであろうと説明しておられます。

信託法学会20年を顧みて

そして、その様なものとして信託法を見た場合にも、私としましては、現行信託法は英米信託法の考え方を大陸法的な考え方にうまく同化させている、ということが言えるのではないかと考えます。勿論、この様に現行信託法が長年にわたって改正もされずに、その実定法としての機能を果たしてきたということについては、私たちの先達による同法に対する解釈論的な努力がなされたということも無視することができないと考えます。

しかし、何と言っても信託法制定以来、今日までの時代の変遷、信託業務の発展ないし変化というものは、同法制定当時には予想出来なかったほどに著しいものがあります。その間に、四宮先生がおっしゃったように、多くの問題が未解決のまま残され、あるいは素通りして過ぎ去ったとしましても、それは無理からぬことであります。

四宮先生が具体的にどういうことを念頭に置いてこの様なことをおっしゃったのか、今となっては直接にお聴きする術もございません。恐らく四宮先生が自ら体験されて、残念に思われたことをこの様に抽象的に表現されたと推察します。

この点について想像をたくましくしますと、まず未解決のまま残された問題としましては、信託法学会第10回シンポジウム「信託法改正問題」の冒頭で、四宮先生が指摘しておられる諸点を念頭に置いておられたのではないかと思います。すなわち、信託法28条の受託者の分別管理義務の問題、殊に、信託財産相互間でも強行法規であるかのような規定の仕方の問題、また受益者多数の信託について生ずる問題、例えば受益者に認められる権能の行使の仕方の問題、あるいは更に受益権の証券化の問題、これらを問題点として指摘しておられる訳でございますが、こういった点を念頭に置いておられたのではないかと思います。

これらの問題は、例えば、受益者多数の信託について生ずる問題をひとつ取り上げてみましても、恐らく現在のように受益者多数の信託というようなものは、信託法制定当時は全く予想されていなかったのではないかと思います。帳簿閲覧権の行使の問題にしましても、現実には避けて通れない問題であります。しかも果たして解釈論で解決できるか、あるいは約款によって解決できるか、

という問題になりますと、私としては、誠に確信の持てない問題であると言わざるをえません。

四宮先生がもう一つおっしゃった“信託法を素通りして過ぎ去った”というのは、これも敢えて想像をたくましくしますと、たまたま今回発行された「信託法研究」第19号の“巻頭言”で、河本一郎先生が言及しておられますが、株券振替決済制度もその一つではないかと推察されます。といたしますのは、当時、現在の株券保管振替制度に相当するものが、日本証券決済会社を中心としまして、期末返還方式により実施されていたのでありますが、この制度を当初は信託法理により構築するということが検討されたようであります。ところが、その法理によりますと、「受益権の譲渡」という形を採らざるをえないこととなりますが、その譲渡の方式が明確ではないという理由で、信託法理による構築というものは諦めまして、「株券の占有の移転」という物権法理が利用され、それが現行の株券保管振替制度に受け継がれている、そういう経過があります。このことを指して“信託法を素通りして過ぎ去った”とおっしゃったのではないかと、と推察している次第であります。

現在、受益権につきまして、法律上の根拠なしに有価証券化することができるか、その交付のみによる受益権の譲渡ということが認められるか、ということについてさえ解釈が分れております。私は、それは認められると解釈しておりますが、有力な反対説もあります。こういった点は、今後の信託業務の発展ないし新商品の開発に当たって支障になるのではないかという懸念もないではありません。

勿論、信託法の改正作業は、容易なものではありません。一日にしてなるようなものではございません。信託法学会10周年記念事業で信託法改正問題が取り上げられましたが、それからでも既に10年が経過しております。そこで提案された試案、あるいは議論の内容等が、果たして現状に合致するかについても、さらに総点検する必要があると思います。そして、またそこでは業法についてはノータッチの方針が採られております。しかし、信託業法にも分別管理義務に関する10条のように、純粹に“業法”とは言い切れないものも含まれており、

信託法学会20年を顧みて

そういったものも検討の対象に含めなくてはならないと考えられます。また、業法についても改正の対象に入れるということは、金融制度改革がすでに実現した現在では、それほどタブー視することもないのではないかとすることも考えられる訳でございます。

そしてまた、この作業には、何よりも学界と実務界との共同が要求されます。もっとも、信託法学会自体は、学会規約第3条にありますように、「信託法に関する研究を行い、学問の進歩に寄与する」ことを目的とするものであります。したがって、学会がそれ自体として信託法の改正の促進母体となるのか、あるいはそのための決議をするというような性格のものではないと考えます。

私の申し上げたいことは、四宮先生が創刊に当たっておっしゃったように、信託法研究の立場から現行信託法ないし付属法規が現状のままでよいのか、解釈で賄うことができるのか、改正が必要なのか、あるいは改正するとしたらどの様に改正したらよいか、ということにつきまして、真剣に研究する必要があるのではないかと考えております。私も信託法を学ぶ者の一員といたしまして、この事に大きな関心を持っている、ということをお願い添えたいと存じます。

最後に、信託法学会における信託法研究のやり方について、感想めいたものを申し上げさせていただきます。

現在、研究報告は原則として学者2名および実務家2名が担当しております。このような担当の仕方になっているのは、他の学会に見られない、信託法学会の特色であります。そこで、このような担当の仕方になったのは何時頃からか、私個人として以前から関心がありましたので、この機会に役員会議事録等により調べてみました。そうしましたら、すでに第3回からこの様になっております。第1回大会は、先ほど申し上げましたように学者3名の担当、もっともそのうちの1名は、当時実務家であられた方との共同報告であります。第2回大会は、学者3名、実務家2名ということであります。

そして、第3回大会の研究報告者を決めるための役員会におきまして、学者3名、実務家2名としてはどうか、という提案がなされましたが、5名は多す

ぎるのではないかといった一般的な意見が出されたほかに、信託業界からの研究発表については、信託法学会会員の構成人員の点でも、あるいは学会当日の参加者の点でも信託業界の割合が大きい、したがって、実務に関連した発表を毎回行うようにした方がよい、実務家と学者との共同研究の発表も将来の課題である、というような意見が出されました。そして、結局、人数・選考基準につきましては特に定めを置かず、その都度決める、ということになったのでありますが、その第3回大会において、すでに学者2名、実務家2名とされたという経緯があります。

そして、このことはルールと決められた訳ではございませんが、事実上その後の学会報告の配分の基準となったのではないかと、という風に推察される訳でございます。といたしますのは、実は第4回大会では、学者1名、実務家3名であったのでありますが、実務家3名の内の1名は、大学院修士課程修了者でありまして、役員会議事録によりますと、その方は学者に準ずる者として取り扱うということが了承された、というように記録されている訳でございます。その後は、一度だけ学者側に弁護士が1名入ったということがございます。また、共同研究、シンポジウム等で例外がございますが、それを除いては常に学者2名、実務家2名ということになっております。

このことは、信託法学会が、学者と実務家とが平等の立場で信託法を研究する場であるということを示すものと考えます。私個人としましては、このことは大変結構なことであり、この慣行は、これまでもそうであったように、時々例外的な取扱いをする必要がありますが、原則としては維持していくべきものであると考えます。

学者が自分の学説を公に発表する学会の場で、全力を傾倒することは学者として当然のことではありますが、実務家も研究報告のために長期間の準備をし、報告者個人の名誉のみならず、会社の名誉も懸けてこれに当たっておられるのを知りまして、私としては大変感激している次第でございます。

勿論、学者と実務家とは立場が違いますから、研究報告の内容あるいは考え方が異なることがあっても当然でございます。一般的に言えば、恐らく学者は

信託法学会20年を顧みて

どちらかといえば理論を重視する，実務家はどちらかといえば実務の便宜を重視するという傾向になるのはやむをえないかも知れません。しかし，学者も実務を全く無視して，理論的整合性のみを追い求めるということは適當ではないのではないかと，実務家もまた実務の便宜のみを考えて，理論を無視することは許されないのではないかと考えられます。

私の恩師鈴木竹雄先生（平成7年12月9日に逝去された）は，東京大学ご退職の最終講義において、『法律学は理論の学問に相違ないが，同時にそれは実際的なものでなければならず，理論と実際の結び付きについて努力しなければならない。』とおっしゃっておられます。信託法学会が，現在見られるような学者と実務家とのよい意味での“共同”を続けることにより，そして，またお互いに切磋琢磨することによりまして，理論的であるとともに実際的なものとして益々発展することを切望するものであります。

内容のない記念講演になってしまいましたが，信託法学会20年を顧みて，若干の所感を述べさせて頂きました。

信託法学会の益々の充実ならびに本日ご列席の皆様のご発展・ご健勝を心からお祈りいたしまして，私の記念講演を終わらせて頂きます。どうも有難うございました。

（信託法学会理事長）

平成7年6月10日

於 国学院大学

